

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00032 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(重大な変更の通知等)</p> <p>第4条 被保険者は、被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を<u>行った</u>ときは、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を<u>行った日</u>から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>第5条 ～ 第16条 (略)</p> <p>(保険金支払請求)</p> <p>第17条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第25条第1項又は約款(不)第25条第1項の規定に基づき、同各条第2項で定められた期間内に、<u>別紙様式第15「海外投資(株式等)保険保険金請求書」又は別紙様式第16「海外投資(不動産等)保険保険金請求書」</u>及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 海外投資保険保険証券 二 損失計算の基礎となる証拠書類 三 保険金請求までの経過概要を記載した書類 四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 五 その他参考となるべき書類 	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00032 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(重大な変更の通知等)</p> <p>第4条 被保険者は、被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を<u>加えた</u>ときは、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を<u>加えた日</u>から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>第5条 ～ 第16条 (略)</p> <p>(保険金支払請求)</p> <p>第17条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第25条第1項又は約款(不)第25条第1項の規定に基づき、同各条第2項で定められた期間内に、<u>別紙様式第15「海外投資保険保険金請求書(非常危険)」又は別紙様式第16「海外投資保険保険金請求書(信用危険)」</u>及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 海外投資保険保険証券 二 損失計算の基礎となる証拠書類 三 保険金請求までの経過概要を記載した書類 四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 五 その他参考となるべき書類 	

第 18 条 ～ 第 28 条 (略)

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 ～ 14	(略)	

<u>15</u>	・ <u>海外投資（株式等）保険保険金請求書</u>	1 (1)
-----------	----------------------------	-------

<u>16</u>	・ <u>海外投資（不動産等）保険保険金請求書</u>	1 (1)
-----------	-----------------------------	-------

17 ～ 27 (略)

別表 2 (略)

第 18 条 ～ 第 28 条 (略)

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 ～ 14	(略)	

<u>15</u>	・ <u>海外投資保険保険金請求書（非常危険）</u>	1 (1)
-----------	-----------------------------	-------

<u>16</u>	・ <u>海外投資保険保険金請求書（信用危険）</u>	1 (1)
-----------	-----------------------------	-------

17 ～ 27 (略)

別表 2 (略)